

健康保険委員だより

はじめましょう！健康経営

健康経営は「生涯現役」を目指す経営戦略です

従業員の皆さまの人生を豊かにし、企業の未来を守り、地域社会の活力を生み出すことができる——それが「健康経営」という取り組みです。

従業員の皆さまが今よりもっと長く元気に働き続けられる、そんな環境づくりにチャレンジしてみませんか？



健康経営とは・・・

- ☑ 従業員の皆さまが **長く元気に働き続けられること** が企業の最大の資産です
- ☑ 健康経営は **事業継続のための投資** です
- ☑ 高齢になっても働き続けられる企業の存在が、**地域社会の活力** にもつながります



出生率の低下による少子高齢化の加速、労働人口の減少等により、人手の確保が難しくなっています。このことにより企業では、従業員の皆さまが健康で働き続けられる仕組みが重要視されており、従業員の皆さまが健康で働き続けられることが地域社会の活力につながります。

「生涯現役社会」の実現に向けて、健康経営始めてみませんか？

まずは「健康宣言」をしてみませんか？

健康宣言のはじめ方！

- STEP 0** 「企業健康カルテ」や「チェックシート」を取り寄せ、自社の状況を確認する
- STEP 1** 課題が分かったら、「健康宣言登録票」に必要事項を記入し、FAXまたは郵送で申し込む（※）
※同時に山口県が実施している「やまぐち健康経営企業認定制度」へ登録されます
- STEP 2** 申し込み後、「健康宣言証」などが協会けんぽから届く
▶ 社内に掲示して従業員の意識を高めましょう
▶ 健康づくりに取り組みましょう
- STEP 3** 評価シートで1年間を振り返りましょう
▶ 年に一回、取り組みを振り返って「やまぐち健康経営企業評価シート」を提出しましょう
▶ 基準点65点以上で山口県から「健康経営認定企業」として認定され、各種特典が受けられます

～健康経営の取組例～

- 従業員の**健診受診率100%**
- 毎日社内で**ラジオ体操**
- 事業所内に**体重計や血圧計**を設置
- 敷地内全面**禁煙**
- **スポーツイベント**の開催 など

山口支部から以下のようなフォローアップがあります！

- 年に一回「企業健康カルテ」の提供
- 健康づくり出前講座
- 歯科健診の実施
- 健康に関する各種資料の提供

健康経営について
詳細はこちら▶
(協会けんぽHP)



健康保険による主な給付金等について

健康保険では、以下のような申請に基づく給付を行っています。



給付の種類	給付を受けられるとき
傷病手当金支給申請書	被保険者が業務外の病気やけがのため仕事に就くことができず、給与が受けられないとき
出産手当金支給申請書	被保険者が出産のため会社を休み、給与が受けられないとき
出産育児一時金支給申請書	被保険者（被扶養者）が出産したとき
埋葬料（費）支給申請書	被保険者（被扶養者）が亡くなったとき
療養費支給申請書	マイナ保険証等を医療機関等に提示できず、医療費を自費で支払ったときや、医師の指示によりコルセット等の治療用装具を装着したとき等
高額療養費支給申請書	医療機関に支払った1か月の自己負担額が高額になり、自己負担限度額を超えた額の払い戻しを受けるとき
限度額適用認定申請書	入院等で医療費が自己負担限度額を超えそうなとき CHECK! マイナ保険証で受診すると、申請することなく自己負担限度額までのお支払いが可能です



上記の申請は『電子申請サービス』によりスマートフォン等で申請できますので、ぜひご利用ください。

電子申請サービスはこちら▶



(協会けんぽHP)

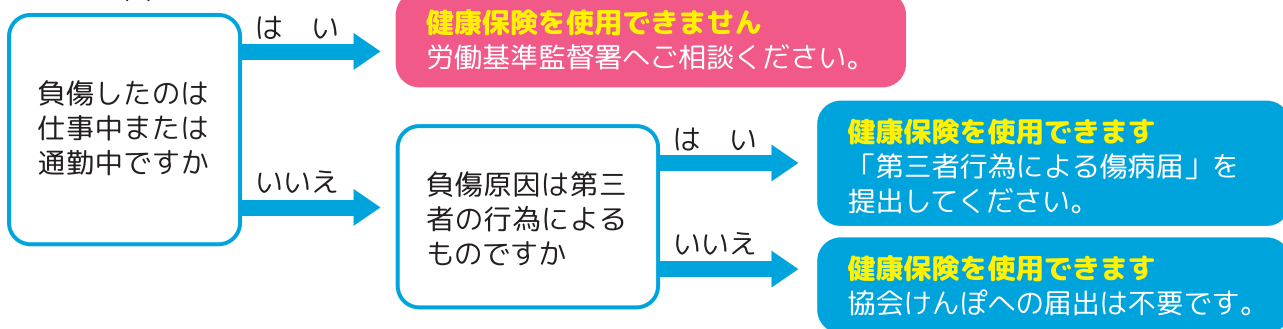
医療機関の受診時にご留意いただきたいこと

☑ 工作中または通勤中の負傷の場合は、健康保険を使用できません

工作中または通勤中の負傷の場合、原則、労災保険の適用となり健康保険は使えません。以下のフロー図で健康保険を使用できるかどうか確認し、使用できない場合は労働基準監督署等へご相談ください。



<フロー図>



☑ 交通事故など、第三者の行為による負傷で健康保険を使用する場合は、「第三者行為による傷病届」の提出が必要です

相手がいる交通事故やケンカなど、第三者の行為により負傷した場合、原則、加害者が治療費を負担します。しかし、健康保険で治療を受ける場合は、加害者が負担すべき治療費を健康保険が立て替えて支払うため、後日、協会けんぽから加害者に対して治療費を請求します。この請求のために「**第三者行為による傷病届**」の提出が必要です。

提出書類はこちら



(協会けんぽHP)



(協会けんぽHP)